

吹田市 農委だより

第73号

令和5年(2023年)

1月1日発行

編集・発行

吹田市農業委員会

吹田市泉町1丁目3番40号



写真は片山神社のジャンボ絵馬

年頭の御挨拶



吹田市農業委員会
会長 吉田 俊之

明けましておめでとうございます。皆様におかれましては、御家族お揃いで新春をお迎えのこととお喜び申し上げます。

平素は、農業委員会の運営に御支援、御協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、以前から引き続き行っております特定生産緑地の指定申請が昨年の3月31日で期限を迎え、市内の約9割の生産緑地が特定生産緑地に指定されました。多くの農業者の方が今後も農業を続けられることと期待しております。

また、新型コロナウイルス感染症感染拡大により中止されていた学童農園が3年ぶりに実施され、20の小学校が6月に田植え、10月に稲刈りを体験しました。約二千人の小学生が参加し、農業の大変さや食べ物の大切さを学ぶことに大いに寄与したのではないかと思います。

本会におきましては、今期の農業委員会が7月19日をもって任期満了となります。残任期間におきましても、農業者の代表として、充実した農業振興施策を実施するよう働きかけてまいりますので、農業委員会への皆様方の一層の御支援と御理解を賜りますようお願い申し上げます。あわせて皆様方の益々の御健康と御多幸を祈念いたしまして、新年の御挨拶とさせていただきます。



市長に要望書を提出

令和4年10月27日の農業委員会定例会において示された、農業委員会委員の定数の見直しについて、令和4年11月2日、吹田市長に要望書を提出しました。

農業委員会定例会において、市長部局から、本市の農地の状況や、都市農業の現状と課題を踏まえ、さらには近隣市の状況等を総合的に判断し、現行の22人の委員を16人に削減する等の見直し案が示されました。これを受け、本委員会では市長に要望書を提出することを決定しました。



要望書では、今回の見直しはやむを得ないものと理解しますが、農業委員会の所掌事務である「農地等の利用の最適化の推進」や、農地法に基づく農地の売買・賃借の許可や届け出の受付、現地確認など農地に関する事務に支障をきたすことのないよう、今後農地の大幅な減少が無い限り、さらなる農業委員会委員の定数の削減については、行うことのないよう求めました。

農作物品評会の開催結果

令和4年11月18日、吹田市・吹田市農業委員会・北大阪農業協同組合主催の農作物品評会が開催されました。

対象作物は玄米で、今回は23点の出品がありました。審査の結果、市長賞、農業委員会会長賞などの受賞者が決定しました。

品評会入賞者

(品種はヒノヒカリ)

市長賞

垂水町 村田 幸夫さん

農業委員会 会長賞

江坂町 中尾 康則さん

北大阪農業協同組合 組合長賞

春日 山本 元治さん

優秀賞 (出品番号順)

山田東 辻本 清信さん

江坂町 白井 善吾さん

江の木町 瀧川 正義さん

江坂町 楠本 直樹さん

市民賞

山田東 大藪 清和さん



農業者年金に加入しませんか

加入要件

20歳以上60歳未満

(国民年金任意加入者は65歳まで加入できます)

国民年金第一号被保険者

年間農業従事日数60日以上

積立型

積立方式の確定拠出年金

(納めた保険料とその運用益があなたの将来の年金として生涯支給されます)

保険料

月2万円から6万7千円(千円単位)

※要件を満たす方は下限額が月1万円自分で選べ、途中の変更も可能です

税制の利点

納めた保険料は、全額社会保険料控除の対象です。将来受け取る年金は公的年金等控除が適用されます

問合せ

ご相談は、JA北大阪本店経済係または農業委員会事務局までお願いします

〈お問合せ先〉

吹田市 農業委員会事務局

(吹田市役所 高層棟7階703番窓口)

TEL 6384-2792



大阪府農業委員会大会

令和4年度大阪府農業委員会大会が10月18日、大阪国際交流センターで開催されました。この大会は大阪府農業会議が毎年開催しているものですが、新型コロナウイルス感染症の影響で3年ぶりの開催となりました。府内の約700人の農業委員が参加し、本市農業委員会からも多数の委員が参加しました。

第一部では、参加者全員での農業委員会憲章の唱和から始まり、大阪農業の活性化や都市農業・農地の保全・振興に関する議案が議決されました。第二部では、横浜国立大学名誉教授の田代洋一氏による「大阪農業の課題と農業委員会の役割」をテーマに講演が行われました。



この大会を通じて、都市農業・農地を守るという農業委員の役割について、改めて確認することができました。

収入保険または農業共済へ加入しましょう！

収入保険

対象 青色申告を行っている方
原則全ての農産物を対象に、自然災害や価格低下だけでなく、農業者の経営努力では避けられない収入減少を広く補償します。

農業共済

対象 全農業者
米、麦、畑作物、果樹、家畜、農業用ハウスなどが自然災害によって受ける損失を補償します。

〈お問合せ先〉

大阪府農業共済組合 北部支所

住所 茨木市西駅前町10番20号

TEL 072-1631-7737



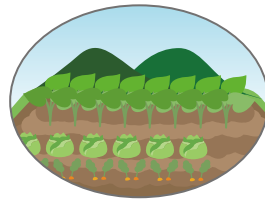
なくそう、無断転用

農地を農地以外の用途に変更する場合には、農地法第4条または第5条の規定による届出が必要です。
農地転用届出をしないで無断転用した場合は、農地法に違反することになります。

農業委員会へ必要な届出

農地法において次のことが定められていますのでご注意ください

1. 農地の権利を相続等によって取得したときは、農地のある市町村の農業委員会にその旨の届出が必要です。
2. 農地を農地以外に転用される場合は、あらかじめ農業委員会に届出が必要です。



全国農業新聞を購読してみませんか

最新の農業情勢について分かりやすく解説し、農業者の経営と暮らしに役立つ情報をお届けします。

お申し込みは、お近くの農業委員又は農業委員会事務局へ

◆購読料 月額700円

◆発行日 毎週金曜日

全国農業新聞

